

令和6年人事院勧告への対応について

令和6年8月8日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町については、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しており、以下のとおり、今回においても同様の対応を行うことを想定しています。

I. 人事院勧告の内容

【給与勧告のポイント】

●月例給の引上げ（平均3.0%）

※若年層に特に重点を置き、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

●ボーナスの引上げ（0.10月分）

●地域手当の引上げ（現行：6% → R7：10%）

※R9年度までに12%へ

●扶養手当の見直し

・配偶者手当廃止

現行：6,500円 → R7：3,000円 → R8：廃止

・子に係る手当

現行：10,000円 → R7：11,500円 → R8：13,000円

●管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

・現行：午前0時～午前5時 → R7～：午後10時～午前5時

●再任用された職員への手当支給の拡大

・住居手当の支給など（支給額は一般職員と同様）

【詳細】

1. 月例給の引上げ

〈月例給〉民間給与との較差11,183円（2.76%）

〈改定内容〉民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、行政職俸給表（一）の初任給を引上げる。

（大卒程度23,800円、高卒者21,400円引上げ）

若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員にも重点を置いて全ての職員を対象に引上げ

（平均改定率：全体3.0%）

【1級11.1%、2級7.6%、3級3.1%、4級1.3%、5～7級1.2%】

2. ボーナスの引上げ

〈ボーナス〉民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

民間…4.60月（公務の平均支給月数現行4.50月）

〈改定内容〉民間の支給状況に見合うよう引上げる。

現行：年間 4.50 月分 → 4.60 月分 (+0.1 月分)

期末手当及び勤勉手当をともに 0.05 月分ずつ均等に配分

一般の職員（再任用職員以外）の支給月数【4.50 月分→4.60 月分】

| 年度 | 手当の種類 | 6 月期 | 12 月期 |
|---------------|-------|----------------|-----------------------------|
| 令和 6 年度 | 期末手当 | <u>1.225 月</u> | <u>1.275 月 (現行 1.225 月)</u> |
| | 勤勉手当 | <u>1.025 月</u> | <u>1.075 月 (現行 1.025 月)</u> |
| 令和 7 年度 以降 | 期末手当 | <u>1.250 月</u> | <u>1.250 月</u> |
| | 勤勉手当 | <u>1.050 月</u> | <u>1.050 月</u> |

定年前再任用短時間勤務職員の支給月数【2.35 月→2.40 月】

| 年度 | 手当の種類 | 6 月期 | 12 月期 |
|---------------|-------|-----------------|-------------------------------|
| 令和 6 年度 | 期末手当 | <u>0.6875 月</u> | <u>0.7125 月 (現行 0.6875 月)</u> |
| | 勤勉手当 | <u>0.4875 月</u> | <u>0.5125 月 (現行 0.4875 月)</u> |
| 令和 7 年度 以降 | 期末手当 | <u>0.700 月</u> | <u>0.700 月</u> |
| | 勤勉手当 | <u>0.500 月</u> | <u>0.500 月</u> |

3. 地域手当の引上げ

〈地域手当〉隣接する市町村との関係で不均衡が生じている。

〈改定内容〉支給地域の単位の大きくくり化を実施する。

地域手当の引上げ (現行：6% → R7：10%)

※R9 までに段階的に 12%へ

II. 熊取町の対応 (案)

国公準拠の観点に基づき、人事院勧告に準じた対応を行う。

1. 改定内容 (R6～)

(1) 月例給の引上げ

・平均改定率：全体 3.0%

(2) 賞与（期末手当、勤勉手当）の支給月数の引上げ

年 4.50 月→年 4.60 月 0.10 月増加分については 12 月期末手当、勤勉手当に反映

(定年前再任用短時間勤務職員は年 2.35 月→年 2.40 月 0.05 月増加分は 12 月期末手当、勤勉手当に反映)

(3) 改正条例・規則

- ・一般職職員給与条例、規則
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例、規則
- ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、規則
- ・会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・勤務時間、休暇等条例、規則

(4) 施行日

令和6年12月17日（本会議最終日）

月例給：令和6年4月1日から適用（遡及）

賞与：令和6年12月1日から適用（遡及）

(5) 遡及適用日

正規職員・再任用職員：令和6年12月25日遡及支給予定

会計年度任用職員：令和7年1月21日遡及支給予定（※）

※令和6年12月25日賞与支給のため

2. 改定内容（R7～）

(1) 地域手当の引上げ

・現行：6% → R7：10%（人勸で示されている支給割合）

R9までに段階的に12%へ

（対応案）R8：11% R9：12%

※支給割合を引下げの場合は、1年1%ずつ段階的に実施することが示されている。

引上げもこれに合わせて1%ずつ段階的に実施することが妥当であるとする。

(2) 扶養手当の見直し

・配偶者手当廃止

現行：6,500円 → R7：3,000円 → R8：廃止

・子に係る手当

現行：10,000円 → R7：11,500円 → R8：13,000円

(3) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大

現行：午前0時～午前5時 → R7～：午後10時～午前5時

(4) 再任用職員への手当支給の拡大

住居手当の支給など（支給額は一般職員と同様）

(5) 子の看護休暇（特別休暇）の対象を拡大

現行：小学校就学前 → R7～：小学校3年生

3. 特別職、議会議員の賞与（期末手当）

特別職、議会議員については、平成 28 年度まで、原則一般職職員の給与改定に準じて改定を行い、平成 29 年度から令和 3 年度（5 年間）の間は改定を行っておりませんが、令和 4 年度から改定を実施しています。（令和 4、5 年度改定：町長除く）。

今回、人勸にあわせて改定を行った場合は、以下のとおりです。

（1）改定内容

【町長】支給月数据置き（年 4.25 月）

【副町長・教育長・議員】支給月数の引上げ（0.1 月）（年 4.45 月→年 4.55 月）

| | 6 月期 | 12 月期 |
|-----------|----------------|-----------------------------|
| 令和 6 年度 | 2.225 月（支給済み） | <u>2.325 月（改定前 2.225 月）</u> |
| 令和 7 年度以降 | <u>2.275 月</u> | <u>2.275 月</u> |

（2）改正条例

- ・常勤特別職職員給与条例
- ・議会議員報酬等条例

（3）施行日

令和 6 年 12 月 17 日（本会議最終日）

賞与：令和 6 年 12 月 1 日から適用（遡及）

（4）遡及適用日

令和 6 年 12 月 25 日遡及支給予定

4. その他

本町は、国公準拠の観点に基づき人事院勧告に準じた対応を行うため、総務省通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」が発出された以降に、条例改正の議案を上程しております。今年は 11 月 29 日付で通知発出がありましたので、条例改正議案については、12/17 に追加議案として上程させていただきます。

なお、人事院勧告にかかる人件費の補正予算についても、条例と同様の対応とします。